

議案第69号

奈良県広域消防組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合同約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

奈良県広域消防組合理約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合理約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「別表第1の区分を構成する市町村」を「別表(え)欄に掲げる市町村」に、「同表の区分ごとにそれぞれ同表に定める」を「同表(う)欄に掲げる」に改める。

第8条第2項中「2人を置く」を「6人を置き、その1人を代表副管理者とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選により定める。」を「管理者以外の代表市町村長をもって充てる。」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「管理者は、」の次に「別表(あ)欄に掲げる区分ごとに同表(い)欄に掲げる市町村の長の互選により定める代表市町村長（以下「代表市町村長」という。）の中から、組合の条例で定める総会において」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副管理者の定数は、組合の条例で増加することができる。

第8条に次の1項を加える。

6 代表副管理者は、副管理者の互選により定める。

第10条を次のように改める。

（管理者等の任期）

第10条 管理者、代表副管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）並びに代表市町村長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、代表市町村長は別表(い)欄に掲げる代表市町村長の選出区分を組織する市町村の長の許可をもって辞任することができる。

3 管理者等及び代表市町村長が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に管理者等及び代表市町村長の職を失う。

4 管理者等及び代表市町村長がその職を辞し又は失ったとき、補欠の管理者等及び代表市町村長の任期は、前任の残任期間とする。

第13条の見出しを「（正副管理者会議）」に改め、同条第1項中「事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。」を「運営に関する重要

事項等の意思決定を行うため、正副管理者会議を置く。」に改め、同条第2項中「運営協議会の委員は、別表第1の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者各1人をもって充てる。」を「正副管理者会議は、管理者等をもって構成する。」に改め、同条第3項中「運営協議会」を「正副管理者会議」に、「管理者が」を「組合の条例で」に改める。

第15条を削る。

第3章中第14条の次に次の1条を加える。

(附属機関)

第15条 組合に企画調整会議を置く。

2 企画調整会議は、管理者の諮問に応じ、消防に関する事項について調査審議する。

3 前項に定めるもののほか、企画調整会議について、必要な事項は別に定める。

第16条を次のように改める。

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

(経費の負担)

第17条 前条の分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める。

2 管理者が、前項の規定によることが適当でないと認める経費については、関係市町村の協議により負担の方法を定めるものとする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表 (第5条、第8条、第10条関係)

(あ)	(い)	(う)	(え)
代表市町村長の選出区分	代表市町村長の選出区分を構成する市町村	議員の数	議員の選出区分を構成する市町村
第1区分	天理市、山添村、川西	4人	天理市、山添村、川西

	町、三宅町及び田原本町		町、三宅町及び田原本町
第2区分	桜井市、宇陀市、曾爾村及び御杖村	1人	桜井市
		2人	宇陀市、曾爾村及び御杖村
第3区分	五條市、野迫川村及び十津川村	2人	五條市、野迫川村及び十津川村
第4区分	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町	1人	大和郡山市
		4人	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町
第5区分	香芝市、葛城市及び広陵町	1人	葛城市
		2人	香芝市及び広陵町
第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	2人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村
第7区分	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村	4人	大和高田市、橿原市、御所市、高取町及び明日香村

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(議会の組織に関する経過措置)

第2条 この規約による改正前の第5条第1項の規定により選出された議会の議員は、改正後の第5条第1項の規定により選出されたものとみなす。

(管理者及び副管理者の任期に関する経過措置)

第3条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において管理者

及び副管理者である者の任期は、その日に満了する。

(準備行為)

第4条 この規約による改正後の第8条第4項から第6項までの規定による管理者、代表副管理者及び副管理者の選出に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。